



主な内容

- 2……市民意識調査結果 3～5……「地域発信!ふるさと便」
- 6……市美術展覧会審査結果、名張保護司会便り
- 7……かがやきフェスタ 8……11月の相談、健康エブリデー

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 🌐http://www.city.nabari.lg.jp

市には、「あき地の適正管理に関する条例」はありましたが、「空き家」に対する条例は含まれていませんでした。そのため、今まで問題のある空き家については、所有者に対して、任意の指導にとどまり、なかなか改善されないケースもありました。

そこで、今年4月、「空き家等の適正管理に関する条例」を制定。

不良状態の空き家は、条例に基づき対応

敷地に草木が茂っていたり、廃棄物が大量に放置されていたりする空き家が、倒壊しそう…。こうした相談が市へ寄せられることがあります。今後、少子高齢化の影響で空き家は増えていくと予想され、適正に管理されていない空き家は、全国的にも問題になっています。

住みよい環境を守る

空き家を適正に管理にする条例をご存知ですか？

ある一定期間、継続して使用しない状態の建物(空き家)。今後、少子高齢化の影響で空き家が増えていくことが予想されます。管理されていない状態が続くと、周囲の生活環境が悪化するなどの問題が発生する恐れがあります。

市では、今年4月に空き家などの所有者の責務を明確にし、改善に向けた指導などを的確に行う「空き家等の適正管理に関する条例」を制定しています。

環境対策室 ☎63-7492

適正な管理とは？

市は、管理されていない不良状態の空き家を発見したとき、または市民から情報提供があったときは、条例に基づき、実態を調査し、所有者への指導、勧告、措置命令などで対応します。それでも適正に管理されない場合は、所有者の氏名を公表します。

所有者は、家を長期間空ける場合は、あらかじめ近所の人に連絡先を伝えてください。また、自分の所有している家の様子を定期的に確認し、庭木の手入れをするなど適正な管理をしてください。

空き家は、あくまでも所有者の財産ですが、著しく不良な状態で、倒壊の恐れがあるなど問題がある空き家は、環境対策室にご相談ください。

少子高齢化により人口が減少していくと
空き家が増えていくと考えられます



ルールを守る。安心・安全な生活を守る。



空き地の枯れ草を刈り取って！

☎名張消防署 ☎63-0999

空き地の所有者や管理者は、火災予防上必要な措置として、枯れ草などを刈取り除去をするよう条例で定められています。秋から冬にかけて空気が乾燥する季節は、たばこの投げ捨てや火遊びで、枯れ草はすぐ燃え広がります。

草をそのまま放置しておく危険です。早い時期に刈り取って除去をしてください。



野焼きは禁止です！

☎環境対策室 ☎63-7492

ごみ(廃棄物)などの野焼きは、法律で原則禁止されています。ごみなどを野外で燃やすことにより発生する煙や悪臭は、近隣に住む人に大変な迷惑をかけます。また、有害物質(ダイオキシンなど)が発生する場合もあり、健康への影響が心配されますので、絶対やめてください。

※ 農林業でやむを得ない場合や風俗習慣上の行事などは焼却可